

公の施設に係る使用料等の見直し方針（案） （ 概要版 ）

米原市

目次

- 1 使用料および手数料の見直しについて 3
- 2 使用料および手数料の見直しの基本的な考え方について 3
- 3 受益者負担の原則について 4
- 4 使用料の設定について 5
- 5 受益者負担割合の設定について 6
- 6 手数料の設定について 7
- 7 使用料および手数料の調整について 8
- 8 使用料および手数料の減額または免除について 9
- 9 スケジュールについて 10

1 使用料および手数料の見直しについて（本編P3）

- 本市では、平成27年4月に使用料の料金設定の見直しを行いましたが、平成27年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により、統一的な見直しを行っていません。
- その後の消費税率等の引上げによる行政サービス経費の増加、社会経済情勢およびサービスの利用実態等の変化に対応できていません。
- 多くの公の施設が大規模修繕や建替え等の時期を迎える一方、人口減少等により税収の増加が見込めないことから、公の施設の在り方や持続可能な公共サービスの提供を踏まえて、受益者負担の在り方を検証し、必要な見直しを行います。

2 使用料および手数料の見直しの基本的な考え方について（本編P3）

- 受益者負担の原則
利用する人と利用しない人の市民負担の公平性を図るため、「受益者負担の原則」（詳細は次のページ）によって公平性を確保します。
- 算定根拠の明確化
利用者が負担する部分と税金等で負担する部分を明確にして共通の算定方法を設定することで、各施設間の使用料等に不平等が生じないようにします。
- 定期的な見直し
社会情勢の変化に応じた行政サービス内容や公の施設の在り方等を勘案した上で、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行います。
今回は、令和9年4月の改定に向けて、令和7年度および令和8年度に見直し作業を行います。
- 見直しの対象範囲
使用料および手数料見直しの対象範囲は、次のとおりです。

使用料

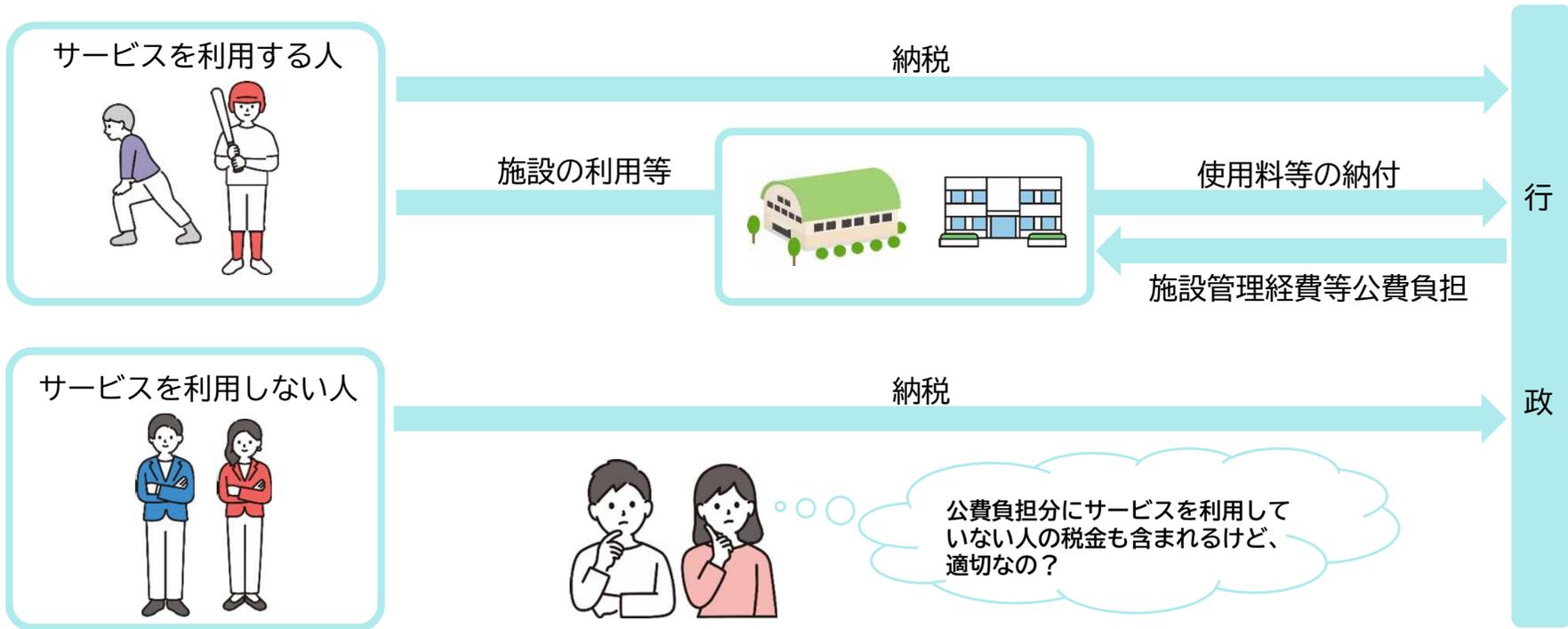
- 条例において定められている公の施設の使用料
(例) 集会施設、スポーツ施設、資料館などの使用料

手数料

- 米原市手数料条例（平成17年条例第53号）別表に掲げる手数料等
(例) 証明書の発行事務、戸籍事務に係る手数料など

3 受益者負担の原則について（本編P 3）

- 市の施設を利用する場合や証明書の交付を受ける場合など、特定の人が行政サービスを受ける場合は、行政サービスを受ける人（受益者）から、受益者負担として使用料や手数料をいただいています。
- これは、特定の行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を図る考え方に基づくものですが、受益者負担だけでは行政サービスの提供に必要な全ての経費を賄うことができないため、その差額は市民の皆様が納付した税金等の公費で運営しています。
- 行政サービスは、広く市民から税金等を納付していただき、それを原資として公費負担により提供します。一方、全ての行政サービスを提供するための財源を完全に公費だけで賄うこととすると、そのサービスを利用する人としない人の間で不公平が生じかねません。
- そのため市民が特定の行政サービスを利用する場合、受益に応じた一定の使用料や手数料を納めていただき、受益と負担の公平性を図っています。これを「受益者負担の原則」といいます。



4 使用料の設定について（本編P 4～5）

- 使用料は、原価算定方式により算出し、貸出に係る人件費および物件費に受益者負担割合を乗じます。
- 原価は、令和4年度から令和6年度までの3か年の決算額を基に積算します。

$$\text{原価算定方式：使用料} = \text{原価（貸出に係る人件費および物件費）} \times \text{受益者負担割合}$$

貸出に係る人件費

- ・報酬および給料
- ・職員手当
- ・共済費 など



貸出に係る物件費

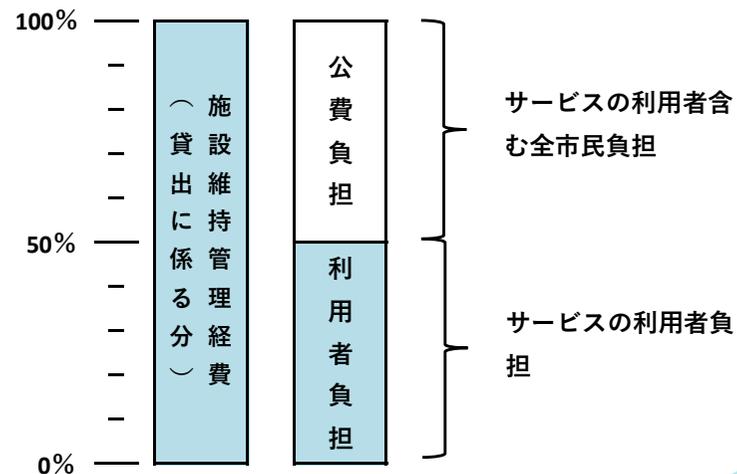
- ・光熱水費
- ・清掃・点検・保守
- ・備品 など



使用料の受益者負担割合

施設の性格や提供しているサービスの内容に応じて、公共性や必需性の観点から負担割合を設定し、利用する人と利用しない人のバランスを取ります。

例：受益者負担割合が50%のケース



5 受益者負担割合の設定について（本編P 6～7）

●施設ごとに行政が関与する割合を、公共性（主に行政が提供すべきものか）と必要性（そのサービスが日常生活で必ず必要か）の2つの観点から設定します。

公共性の観点

- ・収益性が極めて低く、民間による提供が困難なものか
- ・収益性が高く、既に行政と民間で競合しているか
- ・民間に同種・類似するサービスの提供事例の有無
- ・民間では提供されにくく、一定の公共性を有するものか など

必要性の観点

- ・市民の日常生活において必要かどうか
- ・知識や教養を普及啓発するための施設か
- ・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設か
- ・個人が趣味やレクリエーションのために使用する施設か など

公共性と必要性の観点を組み合わせ、受益者負担割合を設定

		高い	中程度	低い
公共性が高い ↑ ↓ 公共性が低い	高い	A分類 受益者負担割合0% 民間によるサービスの提供が無く、大半の市民が必要とするサービス	B-1分類 受益者負担割合25% 民間によるサービスの提供が無く、一部の市民に必要なサービス	B-2分類 受益者負担割合50% 民間によるサービスの提供が無く、市民が選択して利用するサービス
	中程度	C-1分類 受益者負担割合25% 民間によるサービスの提供が少なく、大半の市民が必要とするサービス	B-3・C-3分類 受益者負担割合50% 民間によるサービスの提供が少なく、一部の市民に必要なサービス	B-4分類 受益者負担割合75% 民間によるサービスの提供が少なく、市民が選択して利用するサービス
	低い	C-2分類 受益者負担割合50% 民間によるサービスの提供が期待でき、大半の市民が必要とするサービス	C-4分類 受益者負担割合75% 民間によるサービスの提供が期待でき、一部の市民に必要なサービス	D分類 受益者負担割合100% 民間によるサービスの提供が期待でき、市民が選択して利用するサービス

6 手数料の設定について（本編P9）

- 手数料は、1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出します。
- 原価は、令和4年度から令和6年度までの3か年の決算額を基に積算します。

$$\text{原価算定方式：手数料} = \{ (1 \text{分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)}) + (\text{物件費} \div \text{年間処理件数}) \} \times \text{受益者負担割合}$$

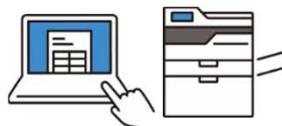
受付、処理等直接従事する職員の人件費

- ・報酬および給料
- ・職員手当
- ・共済費 など



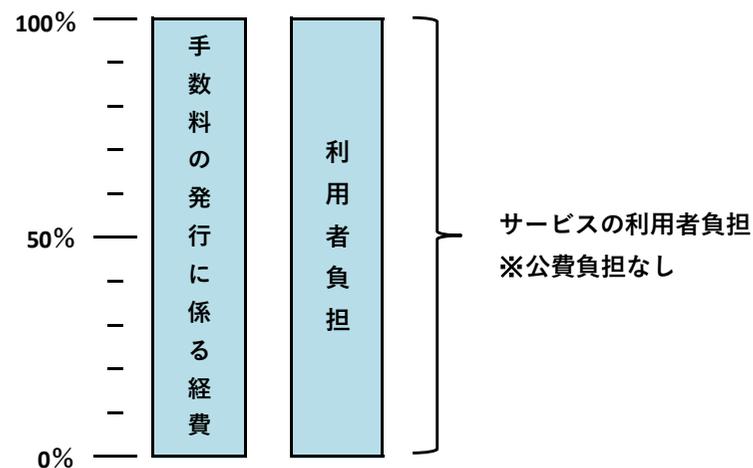
受付、処理等の運営上必要な物件費

- ・消耗品費
- ・システム関連経費
- ・使用料 など



手数料の受益者負担割合

受益者負担割合は、使用料の考え方と異なり、その役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるため、受益者負担割合は100%とします。



7 使用料および手数料の調整について（本編P10）

●使用料および手数料を算定した結果、現行料金を大幅に上回るようになる場合、利用者の負担が急激に増加し、結果として施設の使用料収入の低下等を招くおそれがあります。一方、現行料金を大幅に下回る場合、近隣自治体や民間施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招くおそれがあります。

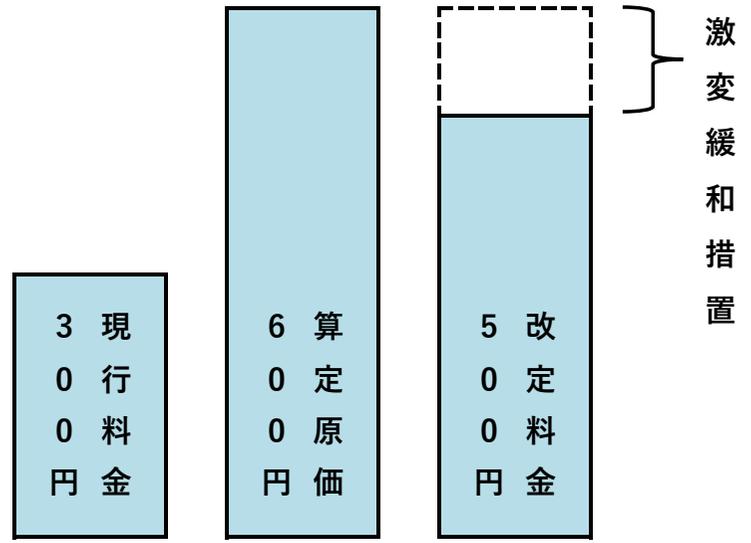
このため、使用料および手数料の改定に当たっては、次のとおり上限と下限を定め、段階的に適正な額へ近づけていくこととします。

(1) 激変緩和措置率

現行料金	改定上限	改定下限
500円以下	×1.5倍	×0.5倍
500円超～1,000円以下	×1.4倍	×0.6倍
1,000円超～5,000円以下	×1.3倍	×0.7倍
5,000円超～10,000円以下	×1.2倍	×0.8倍
10,000円超	×1.1倍	×0.9倍

激変緩和措置の例

例えば、現行料金300円に対し原価が600円の場合、激変緩和措置の1.5倍を適用します。
 $300円 \times 1.5倍上限 = 450円$ となり、端数を整理した500円が改定料金となります。



8 使用料および手数料の減額または免除について（本編P11）

- 使用料および手数料の減額または免除は、政策的な配慮に基づいて実施するものであり、「受益者負担の原則」の例外的な取扱いです。
- 使用料および手数料の減額または免除によって、本来受益者が負担すべき費用を公費で負担することとなるため、限定的かつ特例的に行う必要があります。

（1）使用料の減額または免除の基準

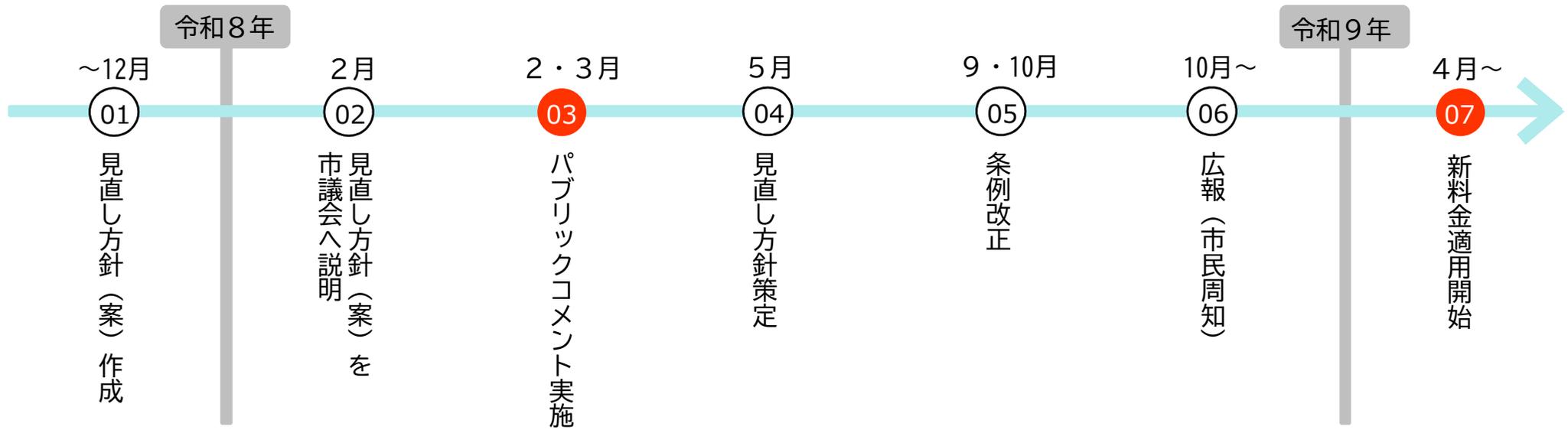
番号	基準項目	施設使用料	附帯設備使用料
1	市（市の行政機関および市の附属機関等を含む。）が主催または共催により使用するとき	免除	免除
2	指定管理者が施設の設置目的に合致する活動で使用するとき	免除	免除
3	中学生以下の者（半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。）が使用するとき	免除	×
4	各施設の設置目的に応じた減額規定を適用するとき（ただし、照明および冷暖房費は除く。）	1/2減額	×
5	特別の事由があると市長が認める場合（使用の都度、決定する。）	減額または免除	減額または免除

（2）手数料の減額または免除の基準

番号	基準項目	手数料
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から請求があったとき	減額または免除
2	官公署から請求があったとき	減額または免除
3	市長が特に必要があると認めるとき	減額または免除

9 スケジュールについて（本編P12）

●使用料および手数料の見直しは、次のスケジュールで進行する予定です。



01 見直し方針（案）作成	02 見直し方針（案）を市議会へ説明	03 パブリックコメント実施
担当課に原価算定を依頼し、財政課において取りまとめを行い、見直し方針（案）を作成します。	見直し方針（案）を総務産業建設常任委員会および民生教育常任委員会に説明します。	見直し方針（案）のパブリックコメントを実施します。提出された御意見および市の回答結果は、市公式ウェブサイトで公表します。
04 見直し方針策定	05 条例改正	06 広報（市民周知）
パブリックコメントの結果を考慮し、見直し方針を策定します。	令和8年第3回定例会に使用料および手数料に係る条例の改正を行います。	条例可決後、市公式ウェブサイトおよび広報まいばら12月号等により広報を行います。
07 新料金適用開始		
令和9年4月より改正料金により運営します。		